

国の防音事業 築年数で差

普天間→37年以上 嘉手納→12年以上

国による住宅防音事業の対象

嘉手納基地	85W以上	2008年3月10日までに建築された住宅
周辺	80W以上	1983年3月10日までに建築された住宅
	85W未満	
普天間飛行場	80W以上	1983年9月10日までに建築された住宅
周辺	75W以上	同上

※W値は「うるささ指数」を指す

宜野湾市長「行動へ」

【宜野湾】米軍機の騒音被害を踏まえた国の住宅防音事業で、米軍普天間飛行場周辺は築37年以上の住宅でなければ対象とならないことを宜野湾市議会の一部議員が疑問視している。嘉手納基地の周辺は、騒音の激しい地域に限って築12年以上に要件が緩和された経緯があり、普天間との間に格差があるとみている。

宜野湾市議会12月定例会で17日、山城康弘氏は「まずは段階的に80Wの地域からでもいいので対象拡充を要請すべきだ」と松川正則市長を求めた。市長は「市としても当然の提言。早速アクションを起こしてまいりたい」と応じた。

防音事業の対象住宅は、国が定めた騒音分布図（コンター）のうるささ指数（W値）に基づいている。嘉手納周辺は、85W以上の地域であれば2008年3月10日までに建築された住宅。当初は「1978年12月28日まで」だったが、騒音の発生頻度が高いなどの「特殊事情」を考慮して2回見直された。一方、普天間周辺は75W以上80W未満、80W以上のいずれも、普天間飛行場に飛来する外来機の多さを踏まえ、見直しが必要との見方を示した。